

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：7 国名：エルサルバドル 担当：エルサルバドル事務所
案件名：一村一品運動アドバイザー業務

1 今回契約予定のコンサルタント
一村一品運動アドバイザー業務 3号

2 契約予定期間：全体 2013年6月下旬から2013年10月上旬まで
業務予定期間(日数) 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
一村一品運動アドバイザー業務 4 90 4 3.40
(現地：3.00M/M、国内：0.40M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月12日(12時まで)
提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：一村一品運動アドバイザー業務 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：スペイン語または英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：エルサルバドル/全途上国

類似業務：一村一品運動支援、地域経済開発、地場産業振興、村落開発に係る各種業務

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

エルサルバドル国において、2010年に発表された現政権の「国家開発5ヵ年計画」では、その戦略の1つとして「生産開発戦略」を定めており、その戦略の中でエルサルバドル国政府は、国家小零細企業委員会(CONAMYPE)を主要機関とし、大統領府技術官房、環境省、観光省及び社会投資基金から成る実務者委員会を設立し、一村一品運動を中心とした生産開発に係る戦略形成のための協議を行っている。

上記実務者委員会での協議結果も踏まえ、2010年7月に「CONAMYPE戦略計画2010-2014」が策定されており、同計画において4つの戦略重点課題(地域経済の強化、中小企業強化のための戦略セクターの競争性向上、中小企業の周辺環境改善の推進、CONAMYPEの組織強化)及び経営改善や生産性向上といった分野横断的課題が定められている。そして、これらを具体化するために、現在CONAMYPEでは「起業・イノベーション」「地場産業育成・生産チェーン開発」「周辺環境改善・フォーマル化」そして「一村一品プログラム(Un pueblo, un producto)」の4プログラムを実施している。

これまでにCONAMYPEは、全国で32の一村一品パイロットプロジェクトを選定し、JICAの協力も得つつ、2010年から毎年、全国一村一品大会を開催している。また、一村一品運動のロゴマークを考案するとともに、上記32パイロットプロジェクトのカタログを作成・更新している。更に、フォローアップ協力(帰国研修員支援)のスキームを活用し、移動型一村一品アンテナショップ(*)を導入している。

このように、エルサルバドル国政府は、一村一品運動を正式に開発計画に組み入れ、積極的な活動を行っているが、一村一品運動に係る関係者の知識・経験の不足、地場産業振興に係る中央・地方及び関係機関相互における情報の共有・連携の欠如並びに地方自治体の消極性等といった課題も見受けられ、今後包括的に一村一品運動を実施するためには、特に中央・地方及び関係機関の連携が課題となっている。

JICAはこれまで、エルサルバドル国における一村一品運動の普及を支援すべく、シニア海外ボランティア「経済・市場調査」の派遣(2009年6月～2011年6月)、課題別研修「アンデス地域一村一品推進」への研修員受入(2011年度、2012年度)、短期専門家「一村一品運動アドバイザー」(2012年11月～12月、2013年1月～3月)等を通じて支援を行って

きているところである。しかしながら、エルサルバドル国において、一村一品運動を通じた地場産業の推進に係る支援体制が確立されるためには、上記の課題を解決しつつ、一定数のパイロットプロジェクトを成功に導き、エルサルバドル国の特性に応じた一村一品の実施手法や成果(コミュニティへの裨益)を着実に定着させる必要があり、このためのCONAMYPEの能力強化やパイロットプロジェクトへの支援のための個別専門家派遣の要請が我が国にあげられている。

本専門家はエルサルバドル国内において、CONAMYPEをカウンターパート(C/P)機関として地域開発や中小零細企業振興の手法としての一村一品運動を定着させるべく、C/Pへの助言、指導を行うため派遣するものである。

* 移動可能な簡易テントによるアンテナショップによりエルサルバドル国各地を巡回し、一村一品運動で取り込まれている製品を紹介、販売するもの。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、CONAMYPEがエルサルバドル国において推進している一村一品運動による地場産業振興を支援するとともに、CONAMYPEの能力強化を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、下記の(2)現地派遣期間のイ～エを含む、各種業務の実施においては、ワークショップ等参加型開発手法を活用すること。

[一村一品運動アドバイザー業務]

(1) 国内準備期間(6月下旬)

ア 短期専門家「一村一品運動アドバイザー」(2012年11月～12月、2013年1月～3月)の業務完了報告書をはじめとした既存の資料の収集・分析をもとに、業務実施計画・方針案を検討する。

イ 業務計画書(和文、西文又は英文)を作成しJICA産業開発・公共政策部へ提出する。

(2) 現地派遣期間(7月上旬～9月下旬)

ア 現地業務開始時にC/P機関(CONAMYPE)、JICAエルサルバドル事務所に業務実施計画書(和文、西文又は英文)を提出し、業務計画の確認を行う。

イ C/P機関(CONAMYPE内の一村一品ユニットが本コンサルタントの直接的なカウンターパートになる)の一村一品運動推進に係る取り組みの問題点を整理し、C/P機関との協議において、問題意識として合意されたものについて、1日～数日程度の研修プログラムを策定、資料を準備し、実施する。この活動は、CONAMYPEに加え、CONAMYPEの各種地方出先機関も対象となる。

ウ C/P機関が選定している32パイロットプロジェクトのうち、本アドバイザーの協力対象プロジェクトをC/P機関と2カ所程度選定し、各パイロットプロジェクトを調査し、課題や問題点を整理する。

エ 協力対象とするパイロットプロジェクトの具体的な支援策を策定し、JICAエルサルバドル事務所の同意を得た上で、地方自治体、地域住民、地域内生産者・零細企業家とも連携を取りつつ、C/P機関とともに支援策を実行する。また、活動結果を、他地域に紹介するためのグッドプラクティスとして説明資料(パワーポイント30枚程度)に取りまとめる。

オ 一村一品運動の中期的な全国普及やインパクトの拡大の観点から、関連省庁(経済省、農牧省、観光省)、全国市長会(Corporación de Municipalidades de La República de El Salvador)にグッドプラクティスを紹介の上、連携促進の可能性について意見交換を行い、その結果を提言としてとりまとめる。

カ JICAの実施中技術協力プロジェクト(貝類養殖技術向上・普及プロジェクト、東部地域観光開発能力強化プロジェクト)の関係者(日本人専門家、C/P機関)と意見交換を行い、当該プロジェクトへの一村一品運動の手法の適用の可能性について提言をとりまとめ、説明する。

キ C/P機関の担当者とともに、エルサルバドル国内において一村一品運動を定着・普及させるプロセスについての検討を行い、C/P機関が作成しているアクションプラン(=CONAMYPE一村一品ユニット年間活動計画:2013-2014)に対して提言を行う。

ク 現地業務結果報告書(和文・西文又は英文)を作成し、C/P機関及びJICAエルサルバドル事務所等に提出し、報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(10月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

西文又は英文3部(C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAエルサルバドル事務所)

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAエルサルバドル事務所)

(2) 現地業務結果報告書

西文又は英文3部(C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAエルサルバドル事務所)

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAエルサルバドル事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAエルサルバドル事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、現地派遣中の業務に関しては業務従事月報を作成し、JICAエルサルバドル事務所に提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

イ 西語能力を有することが望ましい。

ウ 必要に応じて現地にて通訳（英語 西語）を備上する予定。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課（03-5226-8051）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

特になし